

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令案の概要

## 1. 趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号。以下「整備法」という。）の施行に伴い、規定の整備が必要な文部科学省関係省令について、所要の改正を行う。

## 2. 概要

以下の文部科学省関係省令について、所要の改正を行う。

### ①学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

学校教育法第 1 条に規定する学校の校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）等の資格要件の一要素である教育に関する職の経験年数に幼保連携型認定こども園の教員等の職における経験年数を追加できるようにする。

### ②私立学校法施行規則（昭和 25 年文部省令第 12 号）

幼保連携型認定こども園の設置廃止を伴わない名称変更の際し、学校法人の寄附行為の変更手続を認可ではなく届出とする。また、認定こども園法一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う私立学校の名称変更の際し、学校法人の寄附行為の変更手続を認可ではなく届出とする。

### ③大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）

大学の教員養成に関する学部又は学科に置くものとする附属施設として幼保連携型認定こども園を追加する。また、大学が備えなければならない校舎の面積について、一定の要件を満たす場合には、幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにする。

### ④高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）

高等専門学校が備えなければならない校舎の面積について、一定の要件を満たす場合には、幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにする。

⑤社会通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 18 号）

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 51 条の規定による通信教育の認定の申請に係る書類について、国又は地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の場合、他の国立学校又は公立学校と同様に、定款又は寄附行為等を不要とする。

⑥学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）の規定に基づき、補助金の交付を受ける学校法人のうち、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人については、社会福祉法人会計の基準に従うことができることとする措置を講じる。

⑦短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）

短期大学が備えなければならない校舎の面積について、一定の要件を満たす場合には、幼保連携型認定こども園との共用部分を当該面積に含めることができるようにする。

⑧専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）

教職大学院が教員の養成のための教育を行うにあたり対象とする学校種として、幼保連携型認定こども園を追加する。

⑨独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成 15 年文部科学省令第 51 号）

整備法により改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）において、認定こども園を構成する認可外保育施設の管理下における児童の災害について、同法の災害共済給付の対象となったことから、必要となる手続等について、学校における手続等を準用する。

3. 施行期日

認定こども園法一部改正法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）